

勤 労 者 生 活 支 援 特 別 融 資 制 度 ( 有 担 保 )

2021 年 4 月 1 日 現 在

1. 資金用途	・他金融機関の住宅ローン借換資金
2. 貸出形式	・証書貸付
3. 貸出金額	・3,000 万円以内 (原則として1万円単位)
4. 貸出期間	<p>・40 年以内</p> <p>※ 元金据置特約を設けることができます。          なお、据置期間は貸出期間に含みます。</p>
5. 借入資格	<p>・次のすべての条件を満たす方</p> <p>① 未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと</p> <p>② 収入減少または離職された方で、次のすべてに該当する方</p> <p style="margin-left: 20px;">i 勤務先の事情により収入が減少し返済が困難となった方、または離職された方(自然災害による場合も対象となります)</p> <p style="margin-left: 20px;">ii 金庫の間接構成員、または間接構成員であった方</p> <p style="margin-left: 40px;">※ 間接構成員でない勤労者の方は、金庫との取引実績があり中国ろうきん友の会へ入会可能な方</p> <p style="margin-left: 20px;">iii 勤続年数1年以上の方(離職された方は、離職までの勤続年数が1年以上ある方)</p> <p style="margin-left: 20px;">iv 離職された方は雇用保険の失業給付要件を満たしている方</p> <p>③ 最終弁済時年齢が満76歳未満であること</p> <p>④ 原則として当金庫が指定する生命保険に加入できること</p> <p>⑤ 保証機関の保証を受けられること</p>
<p>6. 貸出金利</p> <p>(1) 利率</p> <p>(2) 利率の見直し</p> <p>(3) 返済額の変更</p>	<p>・当金庫所定の利率を適用します。          変動金利、上限金利特約付変動金利、固定金利特約、固定金利のいずれかとします。</p> <p><b>【変動金利】</b>          年2回、6カ月に1度、労金変動型住宅ローンプライムレートを基準金利として利率の見直しを行います。</p> <p><b>【上限金利特約付変動金利】</b>          年2回、6カ月に1度、労金変動型住宅ローンプライムレートを基準金利として利率の見直しを行います。          なお、当初借入より10年を特約期間とし、見直し後の利率が契約時に決定した上限金利を上回ったときには、その上限金利を利率として適用します。          特約期間終了時点で再度上限金利特約付変動金利を選択することもできますが、その際の上限金利は借入当初の金利とは異なることがあります。          また再度上限金利特約付変動金利を選択しなかった場合、変動金利となり上限金利の適用はありません。</p> <p><b>【固定金利特約】</b>          当初借入より3年、5年、10年を特約期間とし、利率の見直しを行いません。          特約期間終了時点で再度固定金利特約を選択することもできますが、その際の利率は借入当初の利率とは異なることがあります。          また、再度固定金利特約を選択しなかった場合、変動金利となります。          なお、利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。</p> <p><b>【変動金利、上限金利特約付変動金利】</b>          利率の変更にかかわらず、5年ごとに返済額を見直します。          見直し後の返済額は、見直し前の返済額の1.25倍を限度とします。          見直し後の返済額が見直し前の返済額より少ない場合は原則として返済額を見直し</p>

(4)一括返済	<p>ず、最終期日を繰り上げます。</p> <p><b>【固定金利特約】</b>  特約期間中は返済額の見直しは行いません。  特約期間終了時に、返済額を見直します。  見直し後の返済額が見直し前の返済額より少ない場合は原則として返済額を見直さず、最終期日を繰り上げます。</p> <p><b>【固定金利】</b>  返済期間中、当初契約時に定めた固定金利が適用されます。  なお、年間100億円の受付総額を超えた時点で、受付を終了いたします。</p> <p>・利率の変更等により、当初の貸出期間が満了しても未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終期日に一括返済していただきます。</p>
7. 返済方式	<p>・元利均等月賦償還または元利均等月賦半年賦併用償還  元利均等償還とは、返済期間を通じて元本と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。  毎月1回返済を行う「月賦償還」、月賦償還と半年に1回返済を行う半年賦償還とを組み合わせた「月賦半年賦併用償還」があり、ご自由に選択できます。</p> <p>・元金据置期間中の取扱い（選択された方）  据置貸付期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」または「月賦半年賦併用償還」により、お支払いいただきます。</p>
8. 保証証	<p>・(一社)日本労働者信用基金協会  ただし、保証人が必要な場合があります。</p>
9. 保証料	<p>・保証料は当金庫が負担いたします。</p>
10. 各種融資 関連手数料	<p><b>【有担保住宅ローン取扱手数料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金庫の間接構成員（その事業体に所属する管理職の方を含む）  または、「しあわせの襷くたすき」特典カード（ローン）提示者…33,000円</li> <li>・中国ろうきん友の会の会員…申込金額×1.54%</li> <li>・上記以外の金庫の間接構成員…申込金額×1.10%</li> </ul> <p>*資金用途に含めることができます。  その場合、手数料を含む貸出金額（融資実行額）に所定の利率を乗じて算出します。  *融資金を6カ月以内に全額返済した場合、手数料全額を返戻します。  *変動金利型の有担保住宅ローンをお申込みの場合は不要です。</p> <p><b>【全額・一部繰上償還手数料】</b>…無料</p> <p><b>【再特約切替手数料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特約自動更新の場合…無料</li> <li>・他の特約型ローンへの再特約（切替）の場合…無料</li> </ul> <p><b>【特約切替手数料】</b>  *融資実行当初、変動金利型で契約後、あらためて固定金利特約型または上限金利特約付変動金利型へ切替する場合…5,500円</p> <p><b>【有担保ローン借換手数料（他行への借換）】</b>…55,000円</p> <p>・その他の返済条件の変更については、原則として行っていません。</p>

11. 担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として融資対象不動産に第1順位の抵当権を設定します。</li> <li>・担保である建物について借入金額以上の任意の火災共済（保険）に加入していただきます。なお、別に定める貸出については質権を設定します。</li> <li>・借入相当額について、当金庫が指定する団体信用生命保険に加入いただきます。</li> </ul>
12. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、次の収入確認資料の提出が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 収入減少者＝減収となったことがわかる収入証明書 (複数年の源泉徴収票、複数月の給与明細等)</li> <li>ii 離職者＝雇用保険受給資格者証 (再就職先が決定している方は、内定（採用）通知書および給与証明書などの見込み年収がわかるもの)</li> </ul> </li> </ul>
13. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> <li>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</li> <li>受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</li> <li>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</li> <li>ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a></li> </ul>
14. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。</li> <li>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</li> <li>【窓口：(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</li> <li>受付時間 平日 午前9時～午後5時</li> <li>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249</li> <li>※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</li> <li>ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a></li> </ul>
14. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご希望により、「ろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険」に加入することができます。</li> <li>ただし、団体信用生命保険との重複契約はできません。</li> </ul>

ろうきん

※ 金利情報等、詳細については窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。